

郵便貯金銀行及び郵便保険会社に係る政省令案について

I パブリック・コメントの結果について

○ 郵便貯金銀行関係	2
○ 郵便保険会社関係	9
○ その他	17

II 政省令の取扱いについて

平成18年7月5日
金融庁・総務省
内閣官房郵政民営化推進室

I パブリック・コメントの結果について

- 平成18年5月27日～6月26日の間、郵便貯金銀行及び郵便保険会社に係る政省令案（郵政民営化法施行令の一部を改正する政令案及び郵便貯金銀行及び郵便保険会社に係る移行期間中の業務の制限等に関する命令案）について、行政手続法に基づく意見公募手続を実施した結果、17者（個人2者・団体15者）より38件の御意見を頂いた。
- 本件に関してお寄せ頂いた御意見の概要及び御意見に対する現時点における考え方は、以下、P2～P22のとおりである。
- なお、お寄せ頂いた御意見とそれに対する考え方については、後日、金融庁及び総務省において公表する。

○ 郵便貯金銀行関係

	御意見の概要	御意見に対する考え方
1	郵便貯金銀行の預入限度額については、郵政民営化法第107条第1号イにおいて、「他の金融機関等との間の競争関係に影響を及ぼす事情、郵便貯金銀行の経営状況その他の事情を勘案して政令で定める額」とされており、今般の政令案において、現行同様「1,000万円」とされている。 完全民営化が実施され、公平な競争条件が確保されるまでは、他の金融機関との間の競争関係に影響を及ぼす事情を考慮し、預入限度額を段階的に引き下げるなど、経営規模の縮小に努めるべきである。	移行期間中の預入限度額については、郵政民営化法第107条第1号イに基づき、他の金融機関等との間の競争関係に影響を及ぼす事情や郵便貯金銀行の経営状況その他の事情を勘案して、中立的な第三者機関である郵政民営化委員会の意見聴取のうえ、政令で定めることとしています。
2	今回の政令案では、郵便貯金銀行に対する預金等の預入限度額は、原則として、旧契約と新契約の合算で1預金者当たり1千万円とされたが、他方、預入限度額の適用対象外とする預金として、預金保険法上の決済用預金が規定された。これは預入限度額を設定した趣旨と矛盾しているばかりでなく、預金取引の拡大を招くとともに、これを通じた業務拡大の布石ともなりかねないものである。 このため、決済用預金についても他の預金と併せて預入限度額の適用対象とするなど、郵便貯金銀行の肥大化と業務拡大に歯止めをかける制度設計とすべきである。 また、郵便貯金銀行の規模の縮小を図り、民間市場に円滑に統合していく観点からは、民営化当初の1千万円の預入限度額についても、移行期間を通じて引下げを行っていくべきである。	本政令案及び命令案は、民営化当初の郵便貯金銀行の預入限度額や業務範囲等について、日本郵政公社と同じ預入限度額や業務範囲等となるよう規定したものです。 現在、日本郵政公社においては、郵便振替法に基づき「郵便振替口座」を取り扱っています。「郵便振替口座」につきましては、決済用預金と同じく「無利息・要求払い・決済サービスを提供できること」の3要件の機能を有するものであり、従来から、預入限度額の制限を受けていません。従って、郵政民営化法の規定により、郵便貯金銀行の預金となることとされている郵便振替口座の預り金について、預入限度額の適用対象とすることは、適当ではないと考えます。 移行期間中の預入限度額については、郵政民営化法第107条第1号イに基づき、他の金融機関等との間の競争関係に影響を及ぼす事情や郵便貯金銀行の経営状況その他の事情を勘案して、中立的な第三者機関である郵政民営化委員会の意見聴取のうえ、政令で定めることとしています。

	御意見の概要	御意見に対する考え方
3	郵便振替口座は、送金及び債権債務の決済の手段として国民の円滑な経済活動に資することを目的として設けられた仕組みである。今般の政令案では、この郵便振替口座を預金保険法第51条の2第1項に掲げる決済用預金としているが、移行期当初は日本郵政公社の業務の範囲と同様のものとする趣旨に沿って、決済手段としての本来の目的を超えた活用が郵便貯金銀行で行われることがないように厳正な監督を行っていただきたい。	郵便貯金銀行については、他の民間金融機関と同じく銀行法に基づく検査・監督を受けるとともに、郵政民営化法に基づく検査・監督を受けることとなります。 ご指摘の決済用預金についても、これら検査・監督を通じて、厳正にチェックされることとなります。 なお、「郵便振替口座」については、決済用預金と同じく「無利息・要求払い・決済サービスを提供できること」の3要件の機能を有するものであり、従来から、預入限度額の制限を受けていません。
4	預入限度額規制の実効性を確保するためには、預金者等の厳正な本人確認およびそれに基づく厳正な名寄せ管理が不可欠である。これらは、実効ある預入限度額管理に欠かせないばかりでなく、預金保険制度の円滑な運営や架空口座等による犯罪の防止等の観点からも極めて重要である。このため、当局より郵便貯金銀行に対し、預金者等について厳正な本人確認および名寄せ管理を行うよう指導、監督すべきである。 また、こうした金融機関として当然の内部管理態勢を確保する観点から、郵便貯金銀行は、民間金融機関と同一の当局による厳正な監督および検査を受けることが必要である。	郵便貯金銀行については、他の民間金融機関と同じく銀行法に基づく検査・監督を受けるとともに、郵政民営化法に基づく検査・監督を受けることとなります。 ご指摘の内部管理態勢の確保についても、これら検査・監督を通じて、厳正にチェックされることとなります。
5	政令で1千万円と定められる予定である郵便貯金の一般枠の預入限度額については、民営化後、新契約分と旧契約分とを合算管理することになるが、この制限の実効性を確保するためには、預金者の厳正な本人確認及び名寄せ管理が不可欠である。このため、当該預入限度額の管理について、厳正な監督を行っていただきたい。	郵便貯金銀行については、他の民間金融機関と同じく銀行法に基づく検査・監督を受けるとともに、郵政民営化法に基づく検査・監督を受けることとなります。 ご指摘の内部管理態勢の確保についても、これら検査・監督を通じて、厳正にチェックされることとなります。

	御意見の概要	御意見に対する考え方
6	郵便貯金銀行の業務範囲については、「日本郵政公社の業務の範囲と同様のものとなるよう、別途、法令により規定する」（「日本郵政公社の業務等の承継に関する実施計画の作成等について」（平成18年1月25日内閣総理大臣・総務大臣指示））とされており、基本的には郵便貯金事業が従来実施してきた業務と同一の範囲にすることと理解できる。この点に関して、現行の日本郵政公社における郵便貯金事業の業務範囲には保険募集が含まれているとは考えられないことから、「郵便保険会社を所属保険会社等として行う保険募集」は認可事項とすべきである。	郵便貯金銀行に引き継がせる機能の種類及び範囲については、「日本郵政公社の業務等の承継に関する基本計画」において、日本郵政公社法第24条第5項に規定する郵便貯金業務を「基本とする」とされています。 このため、郵便貯金業務以外の現在の日本郵政公社の業務についても、郵便貯金銀行の目的及び業務に照らして、併せて引き継がせることが適当と認められるものについては、郵便貯金銀行が承継することは可能です。 従って、郵便貯金銀行が行う「郵便保険会社を所属保険会社等として行う保険募集（募集対象は、郵便保険会社が民営化当初に引き受けることができる保険に限る）」について、認可を要する業務として位置付ける必要はないと考えます。
7	郵便貯金銀行が郵便保険会社を所属保険会社として行う保険募集に際しては、当然にして郵便貯金銀行に対しては銀行による保険販売に係る規制（保険業法275条第1項、保険業法施行規則第212条及び第234条等）が適用されるという理解でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。 郵便貯金銀行は銀行法上の銀行であり、保険業法第275条の「銀行等」に含まれることから、他の銀行と同様に保険業法に基づく保険販売規制が適用されます。

	御意見の概要	御意見に対する考え方
8	・意見 今般、「政令案及び命令案」において、郵便貯金銀行が郵便保険会社を所属保険会社等として行う保険募集（保険契約の締結の代理又は媒介）に限定して保険代理店業を行えることが規定されていますが、郵便貯金銀行における保険販売においても、現行の銀行等に対する商品範囲及び弊害防止措置等、保険募集に係る規制が同様に適用されるのか、確認したい。 ・理由 現在、銀行・地銀・信金等における保険募集に関しては、「預金・決済情報等の流用」等、「消費者保護上の問題」および「公平な競争条件の確保」の観点から弊害防止措置が講じられていると認識しておりますが、郵便貯金銀行に対しても同一の措置が必要と考えます。	郵便貯金銀行は銀行法上の銀行であり、保険業法第275条の「銀行等」に含まれることから、他の銀行と同様に保険業法に基づく保険販売規制が適用されます。
9	2007年10月1日以降、郵便貯金銀行が提供する郵便保険会社およびその他の保険商品の範囲は、民間銀行が販売できる商品範囲を超えないこと、民間銀行と同一の規制の適用を受けることを明確に規定すべきである。	郵便貯金銀行は銀行法上の銀行であり、保険業法第275条の「銀行等」に含まれることから、他の銀行と同様に保険業法に基づく保険販売規制が適用されることは明らかなです。

	御意見の概要	御意見に対する考え方
10	今般の政令案および命令案において、郵便貯金銀行の民営化当初の業務範囲は、日本郵政公社と同様のものとなっており、現在認められていない貸出、譲渡性預金の受入れ等、新たな業務の取扱いについては、郵政民営化委員会の意見を聴取したうえで、内閣総理大臣および総務大臣の認可を得ることとなっている。 政府出資が残る移行期間においては、金融業における最大の経営資源である「信用力」が政府によって裏付けられており、競争上の決定的要因であることを踏まえると、官の関与の下で郵便貯金の更なる肥大化も懸念されるため、業務範囲の拡大は安易に認められるべきではない。 とりわけ、郵便貯金銀行が地域の貸出業務へ参入することになれば、過当競争に陥り、地域金融、ひいては地域経済に多大な影響を引き起こしかねない。 なお、現に日本郵政公社が取扱っていない銀行法第10条第2項柱書きに規定される「その他の銀行業に付随する業務」の取扱いについても、同様と考える。	郵便貯金銀行の業務の拡大については、郵政民営化法の規定に基づき、他の金融機関等との間の競争関係に影響を及ぼす事情や郵便貯金銀行の経営状況等を考慮し、郵便貯金銀行と他の金融機関等との間の適正な競争関係及び利用者への役務の適切な提供を阻害するおそれがないと認めるときは、主務大臣が認可を行うこととなります。 その認可に際しては、中立的な第三者機関である郵政民営化委員会の意見を聴取することとされており、公平性・公正性は確保されることとなります。 この枠組みに沿って、適切に対処してまいります。
11	郵政事業の民営化にあたっては「民間でできるものは民間に委ねる」との構造改革の大原則に沿って、郵貯の規模を縮小しながら民間金融システムに円滑に統合していくべきである。そのためには、移行期当初から民間金融機関との公平・公正な競争条件を確保するとともに、地域金融との共存に十分配慮していただきたい。 また、本政省令案に規定されている日本郵政公社の解散前の業務範囲を超える業務については、郵政民営化委員会の意見を聴取したうえで、主務大臣が認可する枠組みとなっているが、当該認可を行う際には、民間金融機関との公平・公正な競争条件が十分に整備されないままに業務が拡大し、民業を圧迫することがないように十分配慮していただきたい。	郵便貯金銀行の業務の拡大については、郵政民営化法の規定に基づき、他の金融機関等との間の競争関係に影響を及ぼす事情や郵便貯金銀行の経営状況等を考慮し、郵便貯金銀行と他の金融機関等との間の適正な競争関係及び利用者への役務の適切な提供を阻害するおそれがないと認めるときは、主務大臣が認可を行うこととなります。 その認可に際しては、中立的な第三者機関である郵政民営化委員会の意見を聴取することとされており、公平性・公正性は確保されることとなります。 この枠組みに沿って、適切に対処してまいります。

	御意見の概要	御意見に対する考え方
12	郵政民営化法では、郵便貯金銀行から業務範囲拡大や子会社保有に関する認可申請があった場合、内閣総理大臣および総務大臣は、「日本郵政株式会社が保有する郵便貯金銀行の議決権がその総株主の議決権に占める割合その他他の金融機関等との間の競争関係に影響を及ぼす事情」等について考慮し、他の金融機関等との間の適正な競争関係等を阻害するおそれがないと認めるときは、認可しなければならないとされている。 省令案において提出が義務付けられている「日本郵政株式会社が保有する郵便貯金銀行の議決権がその総株主の議決権に占める割合を記載した書類」だけでは、上記の判断を行うことはできないと考えられることから、他の金融機関等との間の適正な競争関係等を阻害するおそれの有無の判断に参考となる書類の提出を義務付けるべきである。	郵便貯金銀行の業務の拡大等については、郵政民営化法の規定に基づき、他の金融機関等との間の競争関係に影響を及ぼす事情や郵便貯金銀行の経営状況等を考慮し、郵便貯金銀行と他の金融機関等との間の適正な競争関係及び利用者への役務の適切な提供を阻害するおそれがないと認めるときは、主務大臣が認可を行うこととなります。 その認可に際しては、中立的な第三者機関である郵政民営化委員会の意見を聴取することとされており、公平性・公正性は確保されることとなります。 ご指摘の、他の金融機関等との間の適正な競争関係に影響を及ぼす事情の有無の判断の参考となる書類については、業務の拡大等の認可の申請の内容等を踏まえ、命令案第1条第4号等に基づき、必要に応じて徴求することとしています。
13	銀行法施行規則第22条第1項第8号等では、合併等の認可申請に際し、独占禁止法の規定による届出を行った旨を証明する書類の提出が義務付けられているが、郵便貯金銀行を対象とする今回の省令案では該当する条項が設けられていない。郵便貯金銀行についても同様の規定を設けるべきである。	郵便貯金銀行の合併、会社分割及び事業の譲渡等については、郵政民営化法に基づく認可と銀行法に基づく認可の両方を受けなければならないこととされています。 独占禁止法の規定による届出が適正に行われているかといったプロセスチェックについては、銀行法に基づく認可の審査過程において確認されれば足りるものと考えます。

	御意見の概要	御意見に対する考え方
14	今回の命令案では、郵便貯金銀行には銀行と同様の業務報告書等の作成義務が課されている。しかし、適正な業務報告書等を作成するためには、その前提として、民間金融機関と同様の適正な会計処理や財務報告に係る内部統制の確立が不可欠である。これらが担保されなければ、郵便貯金銀行の業務および財産の状況について正しい報告が行われず、利用者保護に欠けることとなるほか、当局や郵政民営化委員会の判断を誤らせ、ひいては民間金融機関との競争条件の公正性を失することにもなりかねない。 このため、当局より郵便貯金銀行に対し、民間金融機関と同一の会計基準等に則した適正な会計処理を行うとともに、財務報告に係る内部統制を確立するよう厳正に指導、監督すべきである。	郵便貯金銀行は、他の民間金融機関と同様、適正な会計処理等が求められることとなると同時に、当局による検査・監督を通じた厳正なチェックを受けることとなります。

○ 郵便保険会社関係

	御意見の概要	御意見に対する考え方
1	・意見 平成19年10月時点における郵便保険会社の引受け商品・加入限度額について、原則、旧簡保事業を踏襲した形で示されたことについては適切であると考えます。 ・理由 民間の生命保険会社と郵便保険会社の公平・公正な競争条件が担保されていない民営化開始時点において、郵便保険会社の引受け商品・業務範囲・運用範囲等が日本郵政公社の業務範囲と同様とされていることについては妥当と考えます。	ご意見として承ります。
2	健全な生命保険市場の確保の観点から、民間生命保険会社との競争条件の完全な同一化が措置されるまでは、郵便保険会社の保険種類の拡充や加入限度額の引き上げを行わないことを要望して参りました。 今般、「郵政民営化法施行令の一部を改正する政令案」「郵便貯金銀行及び郵便保険会社に係る移行期間中の業務の制限等に関する命令案」が公表されましたが、同政令案・命令案におきましては、平成19年10月の民営化時点における郵便保険会社の加入限度額や業務範囲は、現行の日本郵政公社と同一のものと理解しており、かかる趣旨につきましては、妥当なものと考えております。 引き続き、郵便保険会社の業務範囲や新旧勘定の損益分離のあり方等を考えるにあたっては、民間生命保険会社との競争条件の完全な同一化を図る観点から、慎重な検討がなされることを要望いたします。	ご意見として承ります。 郵便保険会社の業務の拡大については、郵政民営化法の規定に基づき、他の生命保険会社との間の競争関係に影響を及ぼす事情や郵便保険会社の経営状況等を考慮し、郵便保険会社と他の生命保険会社との適正な競争関係及び利用者への役務の適切な提供を阻害するおそれがないと認めるときは、主務大臣が認可を行うこととなります。 その認可に際しては、中立的な第三者機関である郵政民営化委員会の意見を聴取することとされており、公平性・公正性は確保されることとなります。

	御意見の概要	御意見に対する考え方
3	郵便保険会社については、「郵政民営化法」「郵政民営化法施行令」「郵便貯金銀行及び郵便保険会社に係る移行期間中の業務の制限等に関する命令」及び「保険業法」が重畳的に適用されるという理解でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。 郵便保険会社は、郵政民営化法の適用対象であることはもちろんですが、保険業法上の保険会社であることから、当然に保険業法の適用対象となります。
4	「郵政民営化法施行令の一部を改正する政令案」の趣旨は、「民営化当初において郵便保険会社が引き受けることのできる保険種類及び保険金の限度額等は、現行の日本郵政公社と同一の範囲である旨を規定したもの」という理解でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。 平成19年10月の民営化時点における郵便保険会社の加入限度額や業務範囲は、現在の日本郵政公社のものを踏襲したものとなっています。
5	第5条第1項第2号及び同条第3項第1号の趣旨は、「郵政民営化法第137条第1号に規定する保険金額の合計額を算定するに際しては、同条第1項第2号に規定する郵便保険会社の契約（以下 新契約）と、同条第3項第1号に規定する簡易生命保険の契約（以下 旧契約）について、被保険者が同一であるときそれらを合算して300万円を控除する旨を規定したもの」という理解でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。 なお、当該規定は、現在の簡易生命保険の限度額管理を踏襲することに伴う技術的な事項（新契約と旧契約を合算して限度額管理を行う必要があること）に対処するための規定です。
6	第5条第1項第3号及び同条第3項第2号の趣旨は、「郵政民営化法第137条第1号に規定する保険金額の合計額を算定するに際しては、同条第1項第3号に規定する新契約と同条第3項第2号に規定する旧契約について、被保険者が同一であるときそれらを合算して1000万円とする旨を規定したもの」という理解でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。 なお、当該規定は、現在の簡易生命保険の限度額管理を踏襲することに伴う技術的な事項（新契約と旧契約を合算して限度額管理を行う必要があること）に対処するための規定です。

	御意見の概要	御意見に対する考え方
7	第5条第1項第4号及び同条第3項第3号の趣旨は、「特定保険金額死因別保険以外の保険は特定保険金額死因別保険と区分して、郵政民営化法第137条に規定する保険金額の限度額を管理する旨を規定したもの」という理解でよろしいでしょうか。 また、特定保険金額死因別保険に係る保険金額の限度額は、第5条第2項各号で規定されている限度額の枠内で管理されるという理解でよろしいでしょうか（例えば本条は、年齢15年以下の被保険者のケースであれば、特定保険金額死因別保険500万円以外に、その他の保険700万円まで加入することを認める趣旨ではないとの理解でよろしいでしょうか）。	貴見のとおりです。 なお、当該規定は、現在の簡易生命保険の限度額管理を踏襲することに伴う技術的な事項（特別に限度額が設定されている特定保険金額死因別保険につき特別の限度額管理を行う必要があること）に対処するための規定です。 また、特定保険金額死因別保険に係る保険金額の限度額については、現在の簡易生命保険でも同様の限度額管理が行われています。
8	第5条第1項第5号及び同条第3項第4号の趣旨は、「郵政民営化法第137条第1号に規定する保険金額の合計額を算定するに際しては、同条第1項第5号に規定する新契約と同条第3項第4号に規定する旧契約について、被保険者が同一であるときそれらを合算して800万円とする旨を規定したもの」という理解でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。 なお、当該規定は、現在の簡易生命保険の限度額管理を踏襲することに伴う技術的な事項（新契約と旧契約を合算して限度額管理を行う必要があること）に対処するための規定です。
9	第5条第1項第6号及び同条第3項第5号の趣旨は、「被保険者の年齢55年以上である定期保険等以外の保険は、被保険者の年齢55年以上である定期保険等と区分して、郵政民営化法第137条に規定する保険金額の限度額を管理する旨を規定したもの」という理解でよろしいでしょうか。また、被保険者が年齢55年以上である定期保険等に係る保険金額の限度額は、第5条第2項第3号で規定されている限度額の枠内で管理されるという理解でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。 なお、当該規定は、現在の簡易生命保険の限度額管理を踏襲することに伴う技術的な事項（特別に限度額が設定されている定期保険等につき特別の限度額管理を行う必要があること）に対処するための規定です。 被保険者が年齢55歳以上である定期保険等に係る保険金額の限度額については、ご指摘のとおり、施行令第5条第2項第3号の枠内で管理されることとなります。この点も、現在の簡易生命保険の限度額管理を踏襲しています。

	御意見の概要	御意見に対する考え方
10	第8条第1項第6号の規定により、現在日本郵政公社が特約として引き受けを行っている疾病・傷害に関する特約を、例えば医療単品として、郵便保険会社が引き受けようとする場合、あるいは簡易生命保険の倍額支払や特例支払と同様のものを特約として郵便保険会社が新たに引き受けようとする場合には、郵政民営化委員会の意見聴取を経たうえで、内閣総理大臣・総務大臣の認可が必要という理解でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。 これは、現在の簡易生命保険の特約を単体の保険商品として販売しようとする場合や、倍額支払や特例支払と同様のものを特約として販売しようとする場合には、現在の簡易生命保険と商品性が大きく変わり、他の生命保険会社との間の競争条件に大きな影響を与える可能性があることによるものです。
11	第8条第1項第7号の規定により、現行の日本郵政公社が引き受けを行っている普通終身保険（例えば、ばらんす型2倍・5倍型）と保険金の倍率を変えた保険に相当するものを、郵便保険会社が新たに引き受けようとする場合には、郵政民営化委員会の意見聴取を経たうえで、内閣総理大臣・総務大臣の認可が必要という理解でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。 これは、保険金の支払事由が複数ある保険においては、保険金の支払事由ごとの保険金額の相互の比を変えることにより、現在の簡易生命保険と商品性が大きく変わり、他の生命保険会社との間の競争条件に大きな影響を与える可能性があることによるものです。
12	第8条第1項第7号の規定により、以下の保険契約を郵便保険会社が新たに引き受ける場合には、郵政民営化委員会の意見聴取を経たうえで、内閣総理大臣・総務大臣の認可が必要という理解でよろしいでしょうか。 ①簡保法で定める「家族保険」に相当する保険契約のうち、主たる被保険者以外の被保険者に係る死亡保険金額が、現在日本郵政公社が扱っている範囲（簡保法22条）を超えるもの ②簡保法で定める「介護割増年金付終身年金保険」に相当する保険契約のうち、割増年金の年金額が、現在日本郵政公社が扱っている範囲（簡保法24条の2）を超えるもの ③簡保法で定める「夫婦年金」「夫婦年金保険付家族保険」に相当する保険契約のうち、配偶者たる被保険者に係る死亡保険金額が、現在日本郵政公社が扱っている範囲（簡保法25条）を超えるもの	貴見のとおりです。 これは、保険金の支払事由が複数ある保険においては、保険金の支払事由ごとの保険金額の相互の比を変えることにより、現在の簡易生命保険と商品性が大きく変わり、他の生命保険会社との間の競争条件に大きな影響を与える可能性があることによるものです。

	御意見の概要	御意見に対する考え方
13	第8条第1項第8号の規定により、簡易生命保険約款（簡保の範囲及び簡保契約の締結に関する簡保約款第63条第5項）において、特約は主契約の保険金額の範囲内とする旨を規定されていることから、郵便保険会社が主契約の保険金額を超える特約を新たに引き受けようとする場合には、郵政民営化委員会の意見聴取を経たうえで、内閣総理大臣・総務大臣の認可が必要という理解でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。 これは、特約の保険契約に係る保険金額の主契約の保険金額に対する割合を変えることにより、現在の簡易生命保険と商品性が大きく変わり、他の生命保険会社との間の競争条件に大きな影響を与える可能性があることによるものです。
14	郵便保険会社が「予定利率等を保険期間の途中で見直す」保険（利率変動型積立終身保険等）を新たに引き受けようとする場合には、郵政民営化委員会の意見聴取を経たうえで、内閣総理大臣・総務大臣の認可が必要という理解でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。 現在の簡易生命保険には、利率変動型積立終身保険のような商品は存在しないことに加え、利率変動型積立終身保険は以下のような性質を有していることから、郵政民営化法第138条第1項本文の「保険金の支払の事由が複数あるときの当該保険金の支払の事由の組合せ」及び郵政民営化法施行令第8条第1項第7号の「一の保険金の支払の事由に係る保険金額の他の保険金の支払の事由に係る保険金額に対する割合」に該当するので、郵政民営化法上の認可が必要となります。 ・積立期間中の死亡には積立金を、積立期間満了後の死亡又は高度障害には積立金に基づき計算した保険金が支払われること ・災害による死亡には割増保険金が支払われること
15	現行の日本郵政公社が引き受けを行っている簡易生命保険の特約に相当するもの以外の特約を郵便保険会社が新たに引き受けようとする場合には、郵政民営化委員会の意見聴取を経たうえで、内閣総理大臣・総務大臣の認可が必要という理解でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。 これは、現在引受けを行っていない保険を特約として販売しようとする場合には、郵政民営化法施行令第8条第1項第8号の「当該特約の保険契約に係る保険金額の当該特約の保険契約を付する保険の保険契約に係る保険金額に対する割合」に該当することによるものです。

	御意見の概要	御意見に対する考え方
16	郵便保険会社が「出産及びこれを原因とする人の状態」「骨髄の提供及びこれを原因とする人の状態」を保険金の支払事由とする保険を新たに引き受ける場合は、郵政民営化委員会の意見聴取を経たうえで、内閣総理大臣・総務大臣の認可が必要という理解でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。 これは、現在引受けを行っていない支払事由の保険を販売しようとする場合には、郵政民営化法第138条第1項本文の「保険金の支払の事由が複数あるときの当該保険金の支払の事由の組合せ」に該当することによるものです。
17	郵便保険会社の業務拡大として、新商品開発だけでなく、現在提供されている簡保商品の改定を含めることを正式に規定し、その他の業務拡大を行う際にとる手続きと同様の手順を踏む必要がある。つまり、軽微な商品改定であっても内閣総理大臣および総務大臣の認可だけでなく、民営化委員会においてその影響を審議する機会を設けるべきである。	郵便保険会社の本政令（郵政民営化法施行令第8条第2項）で定めるもの以外の保険の種類（保険金の支払の事由が複数あるときの当該保険金の支払の事由の組合せその他郵政民営化法施行令第8条第1項各号に掲げる保険の種類の詳細を含む）の保険の引受けについては、郵政民営化法の規定に基づき、他の生命保険会社との間の競争関係に影響を及ぼす事情や郵便保険会社の経営状況等を考慮し、郵便保険会社と他の生命保険会社との適正な競争関係及び利用者への役務の適切な提供を阻害するおそれがないと認めるときは、主務大臣が認可を行うこととなります。 その認可に際しては、中立的な第三者機関である郵政民営化委員会の意見を聴取することとされており、公平性・公正性は確保されることとなります。 この枠組みに沿って適切に対処してまいります。

	御意見の概要	御意見に対する考え方
18	・意見 移行期間中における郵便保険会社の業務の制限等に関する認可等については、明瞭な判断基準により公平・公正な判断がなされるべきであり、「政令案及び命令案」において、基準を示すべきと考えます。 ・理由 保険金額等の限度額(民営化法第137条)、および業務の制限(民営化法第138条)等に関しては郵政民営化法特例規定において、他の生保会社との間に適正な競争関係を阻害する恐れがなければ、主務大臣による決定(認可)にて緩和できるとされていますが、これに先立つ郵政民営化委員会による検討については議論の透明性に加えて、判断の明瞭性も求められるものと考えています。 「政令案及び命令案」において、判断の基準が明らかにされないこととなれば、今後、その理由が不明瞭のまま移行期間における「民業圧迫」が高まる懸念があると考えます。	本政令案及び命令案は、郵政民営化法第8章及び第9章の規定に基づき、郵便貯金銀行及び郵便保険会社について、民営化当初におけるその預入限度額・加入限度額、業務範囲等を規定するものです。 郵便保険会社の業務の拡大については、郵政民営化法の規定に基づき、他の生命保険会社との間の競争関係に影響を及ぼす事情や郵便保険会社の経営状況等を考慮し、郵便保険会社と他の生命保険会社との適正な競争関係及び利用者への役務の適切な提供を阻害するおそれがないと認めるときは、主務大臣が認可を行うこととなります。 その認可に際しては、中立的な第三者機関である郵政民営化委員会の意見を聴取することとされており、公平性・公正性は確保されることとなります。

	御意見の概要	御意見に対する考え方
19	・意見 平成19年10月以降の移行期間において、郵便保険会社の完全な民営化が図られるまでの間、郵便保険会社の引受け商品・加入限度額等、経営の自由度を緩和すべきではないと考えます。また、郵便保険会社等が保険代理店として民間生保の保険商品を取扱うこと等についても同様と考えます。 ・理由 政府関与がある移行期間において郵便保険会社の保険種類や加入限度額の引き上げ等経営の自由度が高められることとなれば、郵便保険会社と民間生保との公平・公正な競争条件は保たれないものと考えます。また、法律のもとで維持される郵便局ネットワーク等を活用し、郵便保険会社が保険代理店として郵便保険会社でない民間生保の保険商品を取扱うことについても前述の理由から、完全民営化が措置されるまで取扱いを緩和すべきではないと考えます。尚、郵便局会社が保険代理店として民間生保の保険商品を取扱うことについても同様であると考えます。	郵便保険会社の業務の拡大については、郵政民営化法の規定に基づき、他の生命保険会社との間の競争関係に影響を及ぼす事情や郵便保険会社の経営状況等を考慮し、郵便保険会社と他の生命保険会社との適正な競争関係及び利用者への役務の適切な提供を阻害するおそれがないと認めるときは、主務大臣が認可を行うこととなります。 その認可に際しては、中立的な第三者機関である郵政民営化委員会の意見を聴取することとされており、公平性・公正性は確保されることとなります。 郵便保険会社が他の民間保険会社の保険商品を扱うことについても、同様の枠組みによって、郵政民営化委員会の意見を聴取のうえ、主務大臣の認可がなされることとなっております。 また、移行期間中の加入限度額についても、他の生命保険会社との間の競争関係に影響を及ぼす事情や郵便保険会社の経営状況その他の事情を勘案して、郵政民営化委員会の意見聴取のうえ、政令で定めることとしています。 なお、郵便局株式会社が生命保険業の代理業務として他の民間保険会社の保険商品を扱うことについては、郵便局株式会社法第4条において総務大臣に届け出ることにより可能となっています。ただし、郵政民営化法第92条において、移行期間中は同種の業務を営む事業者の利益を不当に害することのないよう特に配慮しなければならないこととされています。

○ その他

	御意見の概要	御意見に対する考え方
1	田舎ということもありますが、冷静に客観的に見るようにしているのですが、郵政民営化は賛成です。 しかし、足かせをつけたような民営化は、民営化じゃないと思います。「官が民を」とかよく聞きますが、銀行や保険会社は、何をやってるのでしょうか。自分たちが、ふんぞり返って、戦わずして敵をつぶしている弱い者いじめのように見えます。 官に助けられてる大銀行が、そんなことを続けていては、いずれまた破綻しそうで心配です。私は、郵便貯金・保険を完全民営化し、民間と同一条件で戦わせるべきだと思います。それでつぶれるなら、どんどんつぶせばいいし、それが、資本主義社会だと思います。これで、公的資金を注ぎ込むようなら社会主義社会になればいいと思います。その位大きなスケールで見るべき問題だと思います。 現状見ていると、銀行・保険会社・その他大企業が、慌てふためいているようにしか見えません。情けなく思います。世界一に成れないはずです。もっと、どっしり構えて、来るなら来い。どんなハンデでも受けて立ってやるというくらいの気構えを見せて欲しいものです。すぐに、郵政準備会社に同一条件で勝負だ、つぶしてやるぞと、宣戦布告をして下さい。そんな強い銀行・保険会社・その他企業を見たいものです。	ご意見として承ります。

	御意見の概要	御意見に対する考え方
2	郵便貯金銀行あるいは郵便保険会社の事業拡大（郵便保険会社の新商品開発および既存商品の軽微な改定を含む）が行われる前に、郵便貯金銀行および郵便保険会社の業務と同種の業務を営む民間企業との対等な競争条件を確保するため、郵政民営化法第2条を適用すべきである。例えば日本政府は以下の項目を確実に実行する必要がある。 ・日本郵政が取り扱う民間金融商品の選定について、全ての民間企業に公正で開かれた競争の機会が与えられ、無差別、商業ベース、さらに透明性の高い方法で企業選定を適切に行うべきである。例えば、郵便局会社にて郵便保険会社の保険商品のみを取扱うことは、競争条件が同一化しているとはいえない。競争条件の同一化がなされることが新商品開発を含む業務拡大のための前提であるが、郵便保険会社が新商品を郵便局会社で販売する際には、同時もしくは事前に民間企業の扱う同様の商品を郵便局会社で取扱うことが競争条件同一化の条件の1つとなる。 ・関連会社間の損益の付け替え等を防ぐため、郵便保険会社、郵便貯金銀行、および他の関連会社の財務および経理状況が適切に開示されるべきである。	郵便局株式会社は、郵便貯金銀行や郵便保険会社以外の民間金融機関の商品を取り扱うことは可能ですが、いずれにせよ契約の相手方や取り扱う商品については、銀行法、保険業法や独占禁止法などの一般的な法規制のもとで、自主的な経営判断により選択することができることとされています。 また、財務・経理状況の開示に関しては、一般に適用される法令に基づき、他の民間会社と同様、適正な会計処理・情報開示が求められることとなると同時に、当局による検査・監督を通じた厳正なチェックを受けることとなります。

	御意見の概要	御意見に対する考え方
3	競争環境に影響を与える政策が最終決定される前に、利害関係者が意見を述べる機会および議論に参加できる機会が確保されるための、明瞭で、予見可能、さらに透明性の高いプロセスを確保する必要がある。 承継に係る実施計画、ならびに同計画が金融サービス業界にどのような影響を与えるかを把握できない状況下において、これら政令案に対して意見することは難しい。したがって、2006年7月に提出される実施計画の概要について、利害関係者が公式に意見する機会を設けることが極めて重要である。	郵便貯金銀行及び郵便保険会社の業務の拡大については、他の金融機関等及び他の生命保険会社との間の競争関係に影響を及ぼす事情や郵便貯金銀行及び郵便保険会社の経営状況等を考慮し、郵便貯金銀行及び郵便保険会社と他の金融機関等及び他の生命保険会社との適正な競争関係及び利用者への役務の適切な提供を阻害するおそれがないと認めるときは、主務大臣が認可を行うこととなります。 その認可に際しては、中立的な第三者機関である郵政民営化委員会の意見を聴取することとされており、透明性は確保されることとなります。 また、日本郵政株式会社は、2006年7月31日までに内閣総理大臣及び総務大臣へ実施計画の骨格を提出し、その後、公表する予定です。

	御意見の概要	御意見に対する考え方
4	郵政民営化法107条、137条により、移行期間において業務を制限するという主旨は、一見妥当なように聞こえるが、業務の種類・内容に関して吟味しておく必要があるのではないかと。 都市銀行の合併などのケースを見るとスタート時点では様々なトラブルが発生しており、金融業における新業態・形式での営業開始には慎重さが求められることは言うまでもない。しかし、業務の種類によって制限を設けるべきものと、そうでないものがあると考えられる。そもそも新しい金融機関としての体制がしっかりと整わないうちに、従来取り扱って来なかった業務に手を出すことは、当面差し控えるべきであろう。 例えば、投資信託や外貨預金の販売など、これまで元本保証の金融商品しか扱ってこなかった旧郵便職員には、荷が重いのではないだろうか。勉強会を行ったり、外部の証券外務員経験者の募集を行ったりという努力をしているのは知っているが、そうした付け焼刃と安直な外部委託で新しい分野に乗り出そうとしていることに危惧を覚える。 移行期間中に、きちんとした「社員」教育をして、証券外務員やファイナンシャル・プランナーの資格を取得した社員を全国の支店に配備できるようになってから、リスク性のある商品を販売するべきである。 しかも、この間に利用者である国民に対しての金融商品知識の啓発活動も行っていかななくてはならない。従来、郵便局に預けておけば安心と思って利用してきた多くの層は、リスク性がある商品だからと説明しても、郵便局という「安心のブランド」の前には、正しい認識がなされない危険が大きい。とくに、郵便局のヘビーユーザーが高齢者である事を考慮すると、誤解によるリスク商品購入の危険性はさらに高くなるだろう。	郵便貯金銀行及び郵便保険会社の業務の拡大については、郵政民営化委員会の意見を聴取のうえ、他の金融機関等及び他の生命保険会社との間の競争関係に影響を及ぼす事情や郵便貯金銀行及び郵便保険会社の経営状況等を考慮し、郵便貯金銀行及び郵便保険会社と他の金融機関等及び他の生命保険会社との適正な競争関係及び利用者への役務の適切な提供を阻害するおそれがないと認めるときは、主務大臣が認可を行うこととなります。 なお、郵便貯金銀行及び郵便保険会社は、郵政民営化法に基づく検査・監督に加えて、銀行法及び保険業法に基づく検査・監督を重疊的に受けることになり、新たな業務の実施にあたっては、当局による厳正な検査・監督に服することとなります。 民営化当初の郵便貯金銀行及び郵便保険会社の預入限度額、加入限度額や業務範囲は、現在の日本郵政公社の預入限度額等を踏襲したものととなっています。

	御意見の概要	御意見に対する考え方
5	107条で郵便貯金、137条で簡易保険の上限をそれぞれ1000万円という公社時代のままに制限するという発想が、どこから来ているのか疑問に思う。郵政省時代や公社には、「官の民に対する圧迫」という民間金融機関の大合唱の前に、預け入れ限度額や保険金額を「補完的」な金額に抑えなければならなかったもの仕方が無い。しかし、民営化して同じ競争地点に立った時に、上限を1000万円に制限する根拠はどこにあるのか。国民の一人として、信頼できる金融機関に自分の財産を託す、あるいはいざと言うときの保障を委ねる場合、1000万円という金額は心もとない数字だ。介護付老人ホームの入居一時金が2000万円する時代である。民間金融機関がこぞって、優良顧客を囲い込む戦略を取っている昨今、1000万円以上の預金を保有する富裕顧客層を、自ら切って捨てるというのはいかなる経営戦略なのか。 また、働き盛りの夫に万一の事があれば、遺族補償は少なくとも3000万円が必要であり、これは民間の生命保険も算出方式を明示している。このような現状において、「移行期間の制限」として上記2点を省令として定めるという事は、国民生活のリスクヘッジを担う役割を自ら放棄する事と同義である。	本政令案及び命令案は、民営化当初の郵便貯金銀行及び郵便保険会社の預入限度額、加入限度額や業務範囲を定めており、現在の日本郵政公社の預入限度額等を踏襲したものとしています。 移行期間中の預入限度額及び加入限度額については、郵政民営化委員会の意見聴取のうえ、政令で定めることとし、また、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の業務の拡大については、郵政民営化委員会の意見を聴取のうえ、主務大臣が認可を行なうこととしており、公平性・公正性は確保されることとなります。

	御意見の概要	御意見に対する考え方
	前で述べた、「リスク性商品の販売」と比較検討して貰いたい。それは、郵政民営会社が火急に行わねばならぬ業務ではないと思われる。金融商品としても、1000万円以下の預貯金保有層に向くというより、富裕層の資産形成に役立つ『投資型』の商品だ。さらに、社員となる旧職員にしても、初めて扱う不慣れな商品である。 郵便貯金や簡易保険は従来から「看板商品」として長期に扱って来たものであり、新たに勉強しなければならない部分はほとんどない。金額を3倍程度にすれば良いだけの問題である。しかも、一般的な（平均的な）国民の広いニーズがある。 民営会社は、どこを向いて仕事をして行きたいのか。この省令が通るようであれば、まず国民生活のリスクヘッジを担う気持ちが無いのだから、国民に向いてはいない。次に、民営会社となっても、民間の金融機関と競争して利潤を上げて行こうという気持ちがない（1000万円の預け入れ金額、保険契約で、どうやって戦って行くつもりなのか）という事は、今後、民営化した郵政株式会社の株主の利益も考慮していないわけで、株主にも向いていない。 それは、結局、社員となる旧職員にも跳ね返ってくるわけで（利潤が上げられない会社が、社員の賃金をはじめ福利厚生に寄与できるはずない）、社員に向かってもいない。国民（顧客）、株主、社員という重要なステークホルダーを無視して、民営会社は何をやりたいのか。銀行協会や生命保険協会の方向だけを向いて、移行期間中は競合しませんからと恭順の姿勢を示したいのかと穿った見方をしてしまうのは、私だけだろうか。そうした姿勢を取ることは、国民と新規株主、旧職員（社員）の利益、ひいて言えば国益を大きく損なう行為なのだという事実を認識して欲しい。	